

令和2年第2回（2月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和2年2月7日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時40分

2. 開催場所 吉富フォーユー会館3階会議室3

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家 信弘	横川 信友
賀部 正直	菊 啓治
堤 久英	太田 克弘
井上 幸子	高橋 初美
後藤 進	重吉 信之
若山 清敏	末棟 洋一
高原 孝幸	守口 正典

欠席委員の氏名 ー

4. 付議事項

議 案

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第3号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について
- ・議案第4号 吉富町農用地利用集積計画の承認について
- ・議案第5号 令和2年度吉富町耕運料等利用料の承認について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、守口 元子、川口 彩

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より令和2年第2回（2月）総会を開催いたします。開会に先立ちまして奥家会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
奥家会長	<p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年第2回（2月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には重吉委員、末棟委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは1ページをご覧ください。「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書について」です。</p> <p>売買による農地の所有権移転を行うための許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字直江123番1 畑 75㎡</p> <p>譲渡人：大分県中津市宮夫○○○ A・T</p> <p>譲受人：吉富町大字広津○○○ T・Y</p> <p>(他議案内容朗読及びP2からP5説明)</p> <p>この申請は、農地法不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。T氏は、農地取得後の経営面積も3,609㎡となり、吉富町の農地下限面積30a以上の保有となり問題はないと思われれます。以上で説明を終わります。ご審議お願いします。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の高原委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
高原委員	<p>ただ今事務局から説明があった通りです。Tさんが、取得することについては、何ら問題等はありません。よろしくをお願いします。</p>
奥家会長	<p>高原委員及び事務局から説明並びに報告がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することとします。</p>

奥家会長	<p>続きまして、「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは6ページをご覧ください。「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。 申請農地：吉富町大字鈴熊119番3 田 112㎡ 譲渡人：吉富町大字鈴熊〇〇〇 I・K 譲受人：吉富町大字鈴熊〇〇〇 U・K 転用目的：駐車場 (その他議案内容朗読及びP6からP13説明) 農地区分については第3種農地であります。 よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の高原委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
高原委員	<p>譲受人のUさんの自宅は、現在駐車場には1台しか停められないので、今回隣のIさんの農地を駐車場として転用することになったそうです。問題等は何らないと思います。</p>
奥家会長	<p>高原委員及び事務局から説明並びに報告がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」は、承認することとします。続きまして、「議案第3号吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第3号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」です。14ページからです。今回は2件あります。除外申請が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件です。 15ページに計画内容の一覧表があります。16ページが位置図です。 1番 土地の所在：吉富町大字直江237番 田 142㎡ 計画変更の目的：駐車場</p>

	<p>(P 1 7 から P 1 9 説明)</p> <p>この農地は 2 種農地と判断され、除外については、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと判断されることから、除外見込みがあると判断されております。農地の転用は、許可可能と判断しております。</p> <p>2 番土地の所在：吉富町大字広津 1 1 5 1 番 2 田 3 1 5 m² ：吉富町大字広津 1 1 5 5 番 2 田 8 8 m² ：吉富町大字広津 1 1 5 6 番 2 田 8 3 m² ：吉富町大字広津 1 1 5 7 番 2 田 7 . 55 m²</p> <p>計画変更の目的：建売住宅 2 棟</p> <p>(他議案内容朗読及び P 2 0 から P 2 6 説明)</p> <p>この農地は 1 種例外要件と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、住居する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとされ、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと判断されることから、除外見込みがあると判断されております。農地の転用は、許可可能と判断しております。</p> <p>以上、説明しましたとおり、判定をしましたので、考慮のうえご審議ください。</p>
奥家会長	<p>事務局から説明がありました。議案第 3 号の案件についてご意見をいただきたいと思ひます。この案件についてご意見はございませんか、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>それでは、議案第 3 号につきまして、除外に特段の問題なしということで、意見具申をおこなってよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>では、議案第 3 号「吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては先程の意見を具申したいと思ひます。</p>
	<p>続きまして、「議案第 4 号吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。</p>
	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは 2 7 ページをご覧ください。「議案第 4 号吉富町農用地利用集積計画の承認について」です。</p>
	<p>(P 2 7 議案朗読)</p>

	<p>吉富町農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の承認を得ることとなっています。</p> <p>今回の利用権設定の件数は、新規は4件で2,780㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、29ページの一覧表をご覧ください。</p>
奥家会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
事務局	<p>ございませんようでしたら、議案第4号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
奥家会長	<p>それでは「議案第4号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は、承認することとします。</p> <p>続きまして、次に「議案第5号 令和2年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」です。</p> <p>事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>1月31日開催の吉富町耕耘料等利用料協議会にて審議いただいた令和2年度案の承認を願いたく上程しています。</p> <p>(P30から議案、利用料(案)について朗読説明)</p> <p>31ページをご覧ください。表の赤字で記入している箇所が、令和元年度と変更をする項目です。協議会の中で、畑の耕耘料を決めてもらいたいとの意見があり、隣接の中津市を参考にして耕耘料(畑)の項目を追加しました。他は、畦塗りを基盤整備地区と地区外で分けて設定しました。その他については前年度と同様ということになりましたのでよろしくご審議ください。</p>
奥家会長	<p>事務局からの説明ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
若山委員	<p>今回追加した畑の耕耘料5a・4,500円について、金額が高いのではないかと。</p>
高原委員	<p>畑は田と違って、形成が悪く作業がしにくく、角の方は手作業が必要になるので、協議会の中でこの金額が妥当ではないかと</p>

	<p>なりました。</p>
若山委員	<p>それにしては、高いのではないかと思う。</p>
事務局	<p>中津市の畑の耕耘料を参考にして、協議会の中で決まりました。</p>
若山委員	<p>中津市を参考にした事について、なぜその金額なのかを説明してくれないと分からない。協議会の中で設定してほしいという意見があったのですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
若山委員	<p>協議会の中で、みなさんが了承したのであれば、この案が良いです。</p>
奥家会長	<p>委員の皆さん他に何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>それでは、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
奥家会長	<p>では、「議案第5号 令和2年度吉富町耕耘料等利用料」については承認することと決めます。 ご承認いただいた「耕耘料等利用料」については3月号広報、町のホームページ及び農家に回覧でお知らせしたいと思います。 では、次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは32ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が1件あります。 申請地：小犬丸178番2 田 234㎡ 貸手Mさんと借手Yさんの6年間の利用権です。借手のYさんの都合による合意解約です。解約の日は、令和2年1月25日です。</p>

奥家会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	では、次にその他の項目「農業委員会総会日程の年間計画について」を事務局から説明願います
事務局	総会の開催日・公開である旨の周知をするための事前に年間計画を決定するためのものです。原則毎月25日締め切りの翌月の10日総会を基本とし、休日の場合は締め切りを休日明け、総会は休日前の日としています。また月曜日が吉富フォーユー会館の休館日となっていますので、その場合も休日の前の日としています。計画としては是非これで願えればと考えています。欠席多数が想定される場合等、臨機応変に対応したいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。
奥家会長	委員の皆さんそういうことでよろしく申し上げます。 それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？ (各地区内での情報交換) その他特に無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	次回は、3月6日(金)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。 (異議なし)
奥家会長	それでは、これをもちまして令和2年第2回(2月)総会を閉会いたします。お疲れ様でした。 10時40分 閉会